

都市計画法に基づく開発区域の定義の 解釈基準の一部改定について

1 趣 旨

現在、「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「開発区域の定義解釈基準」について、法の趣旨を踏まえ、また、実態に即した基準とし、公平・透明性の向上を図るため、次のとおり改定しました。

2 改定の概要（施行日：平成 27 年 6 月 22 日）

開発区域の定義の解釈基準（都市計画法第 4 条第 13 項）

道路法第 24 条又は下水道法第 16 条に規定する承認を受けて行われる工事の部分を、「開発行為に関する工事」として、開発区域の対象から除外することを明確にしました。